

事務連絡  
令和元年8月29日

障害者就労支援施設 各位

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会  
岐阜県セルフ支援センター所長

### 出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は当センターの事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までにFAXにてお申し込みください。

#### 記

イベント名	【10月・11月・12月開催分】 OKBふれあい会館アトリウムライブ販売
募集施設数	各販売日毎3施設
販売日時	*第一火曜日～第四火曜日（11月5日、11月12日、12月3日は休み） 10月……1日、8日、15日、22日 11月……19日、26日 12月……10日、17日、24日 *販売時間 11:00～13:30
場 所	OKBふれあい会館 2階アトリウム
申 込 切	令和元年9月13日（金）必着
備 考	・主催者様の意向により、第1～第3火曜日は農作物の販売施設1施設のみ、 第4火曜日は農作物以外の販売施設に出店していただきます。 ・各販売日毎で3施設シフト制となっておりますので出店申込施設全て出店していただけます。

#### ◎コンプライアンス（法令遵守）

- ・価格表示をすること。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」「家庭用品品質表示法」等の必要な表示を行うこと。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。

### ◎お申し込み方法

- ・イベントは添付書類『2019年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までに下記の番号にFAXしてください。OKB ふれあい会館アトリウムライブ販売につきましては、上記に挙げた販売日時より出店可能な日をお書きください。

FAX番号 058-275-4888

### ◎販売方法について

各施設の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

### ◎利用料徴収について

当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

### ◎出店確定の連絡について

出店の可否については応募施設すべてにFAXで連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

岐阜県セルフ支援センター（担当：飯田・森）  
TEL 058-273-1111（内線：2526）  
FAX 058-275-4888

# 2019年度イベント出店申込書

イベント名	【10月・11月・12月開催分】 OKBふれあい会館アトリウムライブ販売				
出店希望日	* 第一火曜日～第四火曜日（11月5日、11月12日、12月3日は休み） 10月……1日、8日、15日、22日 11月……19日、26日 ← ※販売希望日に○をつけて下さい。 12月……10日、17日、24日				
施設名	【施設名】 【住所】				
連絡先	TEL ( ) FAX ( ) 記入者名 ( )				
販売員	合計_____名 (当日販売責任者名: ) 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 (うち車いす利用者_____名)				
販売内容		商品名	単価 (税込)	個数	備考
冷蔵庫等の備品はセルフ支援センターで準備できません。予めご了承ください。	1		@		
	2		@		
	3		@		
	4		@		
	5		@		
	6		@		
	7		@		
	8		@		
	9		@		
	10		@		
特記事項	※販売促進の行為等があれば記入してください。				

岐阜県セルフ支援センター行き  
FAX 058-275-4888